

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の運用要領の制定について（平成14年5月28日岩交企第135号）

最終改正：令和6年03月15日

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の運用要領の制定について

平成14年5月28日

岩交企第135号警察本部長

〔沿革〕 平成24年3月岩交企第118号、6月第257号、27年3月第187号、28年3月岩監第79号、令和元年12月岩交企第460号、4年12月第544号、6年3月第123号改正

各部長

各所属長

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）の施行に伴い、別添のとおり、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の運用要領」を制定し、平成14年6月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の運用要領

第1 趣旨

この要領は、自動車運転代行業の認定等について、事務処理要領を制定し、事務処理の適正かつ迅速な運用を図る上で必要な事項を定めたものである。

第2 認定の手続等

1 警察署長（以下「署長」という。）は、認定申請書（規則第4条）の提出を受けたときは、認定申請書の副本を一部作成するとともに次により審査し、不十分な点があれば相当の期間を定めてこれを補正させ、運転代行業認定申請調査進達書（別記様式第1号）に申請書の正本（添付書類を含む。）を添えて速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に進達しなければならない。

(1) 運転代行業者は、法第3条の各号に該当する者ではないか（別紙1「自動車運転代行業の欠格要件について」に留意し審査すること。）。

(2) 営業所ごとに安全運転管理者等が選任されているか（安全運転管理者、副安全運転管理者の届出は、認定申請書の提出により足りるので、再度届出の必要はないことに留意すること。）。

(3) 法人でその役員については、法第3条第1号から第5号の各号に該当する者ではないか。

(4) 施行令第1条に掲げる必要書類が添付されているか。

2 認定申請書の受理年月日等の記入は、次によるものとする。

（1） 受理年月日

受理年月日の記入は、受理署長が行うものとする。

(2) 受理番号の記入は、警察本部交通企画課長（以下「課長」という。）が、警察署ごとに一連番号を付すものとし、この場合において、課長は受理署長に受理番号を連絡しなければならない。

(3) 認定番号の記入は、認定申請が承認された後、課長が県内一連とする番号を付すものとし、この場合において、課長は受理署長に認定番号を連絡しなければならない。

3 申請者に認定番号を通知する場合は、認定通知書（別記様式第2号）により、課長が受理署長を経由して申請者に通知するものとする。

4 法第5条第3項の規定により認定を拒否する場合は、本部長が受理署長を経由し、認定に関する通知書（別記様式第3号）を通知して行うものとする。

5 法第5条第4項及び法第28条等に規定する県知事との協議は、認定に関する協議書（別記様式第4号）

に、認定申請書の写し、国土交通省令（平成14年国土交通省令第62号）第2条に定める書類その他県知事と協議して必要と認める書類を添えて、法第3条第7号に該当するか否かについて行うものとする。

6 申請されてから認定するまでの標準処理期間は、審査基準のとおりであるので、45日以内の処理に努め、迅速な処理に配意すること。

第3 認定の取消し

1 署長は、認定を受けた者について、法第7条に掲げるいずれかの事実を認めたときは、所用の事項を調査し、行政処分上申書（別記様式第5号）に資料を添えて本部長に認定の取消しを上申しなければならない。

2 認定の取消しは、行政手続法第2条第4項に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）に該当するため、これを行う場合には行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき聴聞を行わなければならない。

3 認定の取消しは、認定取消処分通知書（別記様式第6号）を交付して行うものとする。

4 法第7条第2項及び法第28条等に規定する県知事との協議は、認定取消しに関する協議書（別記様式第7号）により行うものとする。

第4 変更の届出等

1 署長は、変更届出書（規則第9条）の提出を受けたときは、変更届進達書（別記様式第8号）に届出書の正本（添付書類を含む。）を添えて速やかに本部長に進達しなければならない。

2 変更届出書の受理年月日等の記入は、次によるものとする。

(1) 受理年月日

受理事業年月日の記入は、受理事業長が行うものとする。

(2) 受理番号の記入は、課長が行うものとする。

3 法第8条第2項及び法第28条等に規定する県知事への通知は、変更届出に関する通知書（別記様式第9号）に変更届出書の写しを添えて行うものとする。

第5 廃業等の届出

1 署長は、廃業等届出書（規則第10条）の提出を受けたときは、廃業等届進達書（別記様式第10号）に届出書の正本を添えて速やかに本部長に進達しなければならない。

2 法第9条第3項及び法第28条等に規定する県知事への通知は、廃業等の届出に関する通知書（別記様式第11号）に当該廃業等届出書の写しを添えて行うものとする。

3 廃業等の届出は、法第9条第1項又は第2項に規定する事由の発生の日から10日以内に行わなければならないことに留意すること。

第6 報告及び立入検査

1 署長は、法第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員を次の者から指名して実施させるものとする。

(1) 交通課（係）に所属する警察職員

(2) 管内に営業所等が所在する所管区の受持勤務員

(3) 署長が必要と認めた警察職員

2 法第21条第3項に規定する身分を示す証票は、身分証明書（別記様式第12号）とし、立入検査開始前に関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の実施に当たっては、別紙2の「立入検査着眼表」に基づき、検査事項を特定して客観的に観察し、帳簿、書類その他必要な物件を検査して不備な点を是正させるなどの指導を行うものとし、立入検査をした警察職員は、自動車運転代行業立入検査実施報告書（別記様式第13号）に所定事項を記載して、速やかにその結果を所属長に報告しなければならない。

4 立入検査の実施に当たっては、次の点に留意しなければならない。

(1) 報告の徵収及び立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、法の目的の範囲内で必要最小限度で行わなければならない。したがって、犯罪捜査目的や法の施行に無関係な他の行政目的のために報告徵収及び立入検査を行うことはできないことに留意すること。

(2) 報告又は資料の提出は、電子メールといった電磁的記録により行うことができることに留意すること。

- (3) 立入検査は、営業所に直接立ち入るものであり、自動車運輸代行業者にとって負担が大きいものであることから、報告又は資料の提出で目的が達成できる場合にはこれによること。
- (4) 報告の徴収及び立入検査は、「自動車運輸代行業を営む者」が対象とされていることから、認定を受けた自動車運輸代行業者のみならず、認定を受けずに自動車運輸代行業を営む者も対象となることに留意すること。
- (5) 立入検査を行う場合には、県担当部局と緊密な連携を図り、原則として共同で検査を実施するものとする。

第7 指示

- 1 署長は、法第22条第1項の規定により指示の必要を認めるときは、課長と緊密な連絡を取り、行政処分上申書（別記様式第5号）に供述調書、報告書などの資料を添えて速やかに本部長に上申しなければならない。
- 2 指示は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならない。
- 3 指示は、指示書（別記様式第14号）を交付して行うものとする。
- 4 法第22条第1項及び法第28条等に規定する県知事への通知は、指示に関する通知書（別記様式第15号）に、県知事と協議して必要と認める書類を添付して行うものとする。
- 5 指示の実施について、国土交通大臣（県知事）の所掌にかかる規定等に違反する行為については、県知事が指示を行うこととされていることに留意すること。
- 6 課長は、指示を行うには至らないが、業務の適正な確保に資すると認められる場合は、注意書（別記様式第16号）により注意を行うものとする。この場合において、注意書の交付は、課長が署長を経由して行うものとし、署長は、注意書を交付した際は、受領書（別記様式第17号）を徴するものとする。

第8 営業の停止

- 1 営業停止命令は、営業停止命令書（別記様式第18号）を交付して行うものとする。
- 2 営業停止命令は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならない。
- 3 法第23条第3項及び法第28条等に規定する県知事との協議は、営業停止命令に関する協議書（別記様式第19号）に、県知事と協議して必要と認める書類を添付して行うものとする。

第9 営業の廃止

- 1 署長は、法第24条第1項の規定により営業廃止命令の必要を認めるときは、行政処分上申書（別記様式第5号）に供述調書、報告書などの資料を添えて速やかに本部長に上申しなければならない。
- 2 営業廃止命令は、営業廃止命令書（別記様式第20号）を交付して行うものとする。
- 3 営業廃止命令は、不利益処分に該当するため、これを行う場合には、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 法第24条第2項及び法第28条等に規定する県知事との協議は、営業廃止命令に関する協議書（別記様式第21号）より行うものとする。

第10 手数料

- 1 署長は、手数料確認台帳（別記様式第22号）を備え、手数料の納付があった都度記載し、その状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 手数料の事務取扱いについては、次の点に留意しなければならない。
 - (1) 岩手県収入証紙は、岩手県収入証紙貼付台紙（別記様式第23号）に貼付し、申請書の写しを添えて警察署において保管すること。
 - (2) 手数料は、署長がその内容を審査すべきものとして受理した日が、消印の日となること。なお、電子申請による手数料の徴収は、当該申請等がなされた日から本部長に進達するまでの間に徴収することとし、現に手数料を徴収した日が消印の日となる。
 - (3) 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）に規定する手数料額を確認すること。

第11 備付簿冊等

- 1 課長及び署長は、原則として、認定申請書を認定番号の順に保管しておかなければならぬ。この場合において、記載事項に変更があったときは、その内容を訂正しておかなければならぬ。
- 2 課長及び署長は、次に掲げる台帳を備え、所定の事項を登載しておかなければならぬ。
- (1) 認定申請書受理台帳（別記様式第24号）
 - (2) 変更届出書受理台帳（別記様式第25号）

別記様式第1号(1)

交 第 号
年 月 日

保存	
廃棄	

岩手県警察本部長 殿

警察署長

運転代行業認定申請調査進達書

申請者

主たる営業所所在地

名 称

上記の者から申請のあったみだしのことについて調査したところ、次のとおりであるから進達する。

記

調査項目	調査方法（要領）	調査結果	責任者印	調査者印
申請書の記載	申請書の各欄はもれなく適正に記載されているか。	1 記載されている 2 記載されていない		
手数料	岩手県収入証紙_____円 が納付されているか。	1 納付されている 2 納付されていない		
添付書類	施行令第1条に掲げる必要書類が添付されているか。（添付書類一覧参照）	1 添付されている 2 添付されていない		
安全運転管理者等の選任	営業所ごとに資格のある安全運転管理者等が選任されているか。	1 選任されている 2 選任されていない		

注）責任者印は、交通課長とする。

別記様式第1号(2)

別記様式第1号(2)

責任者印	調査者印

運転代行業者（役員等）氏名		調査項目	調査方法	調査結果
		破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものではないか。 (法第3条第1号)	<input type="checkbox"/> 本籍地へ「破産者で復権を得ないもの」についての身分照会	1 該当しない 2 該当する
		禁錮以上の刑、運転代行業法・道路運送法（白タク・白バス関係）・道路交通法（下命・容認等）違反で罰金に処せられ、2年を経過しない者ではないか。 (法第3条第2号)	<input type="checkbox"/> 本籍地への前科照会 <input type="checkbox"/> 照会センターに照会	1 該当しない 2 該当する
		最近2年間に営業停止、営業廃止の命令に違反する行為をした者ではないか。 (法第3条第3号)	<input type="checkbox"/> 本籍地へ前科照会 <input type="checkbox"/> 照会センターに照会 <input type="checkbox"/> 交通企画課に照会	1 該当しない 2 該当する
		集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者ではないか。 (法第3条第4号)	<input type="checkbox"/> 本籍地へ前科照会 <input type="checkbox"/> 照会センターに照会 <input type="checkbox"/> 暴力団担当係に照会	1 おそれがない 2 おそれがある
		心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者ではないか。 (法第3条第5号)	<input type="checkbox"/> 精神機能の障害に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書	1 該当しない 2 該当する
		営業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者ではないか。 (法第3条第6号)	<p>1 民法で営業を許された未成年者の場合 <input type="checkbox"/> 未成年者の登記事項証明書</p> <p>2 相続人である未成年者の場合 <input type="checkbox"/> 運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面 <input type="checkbox"/> 法定代理人に係る住民票の写し <input type="checkbox"/> 法定代理人に係る精神機能の障害に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 法定代理人に係る医師の診断書</p> <p>(1) 個人の法定代理人に関する書類 <input type="checkbox"/> 法定代理人に係る住民票の写し <input type="checkbox"/> 精神機能の障害に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書</p> <p>(2) 法人の法定代理人に関する書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 定款又はこれに代わる書類 <input type="checkbox"/> 役員名簿（住所・氏名） <input type="checkbox"/> 役員の住民票の写し <input type="checkbox"/> 役員の精神機能の障害に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 役員の医師の診断書</p>	1 未成年者でない 2 成年と見なされる未成年者である 3 未成年者である
		損害賠償措置が基準に適合すると認められないことについて相当な理由がある者ではないか。 (法第3条第7号)	<input type="checkbox"/> 保険契約書又は共済契約書の写し (対人8,000万円以上、対物200万円以上、車両200万円以上等の基準に適合していること)	1 相当な理由がない 2 相当な理由がある
		安全運転管理者等を選任すると認められないことについて相当な理由があるものではないか。 (法第3条第8号)	<input type="checkbox"/> 住民票の写しほか	1 相当な理由がない 2 相当な理由がある
		相続人である未成年者の法定代理人（複数の場合には全員、法人の場合はその役員）及び法人の役員が、第1号から第5号のいずれかに該当する者ではないか。 (法第3条第6号、第9号)	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 精神機能の障害に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 医師の診断書 <input type="checkbox"/> 本籍地へ身分照会 <input type="checkbox"/> 本籍地へ前科照会 <input type="checkbox"/> 照会センターに照会 <input type="checkbox"/> 交通企画課に照会 <input type="checkbox"/> 暴力団担当係に照会	1 該当しない 2 該当する

注) 1 □にレを付すこと。

2 運転代行業者（法人の場合は役員）ごとに調査すること。

3 照会、調査した結果は回答書等を添付すること。

別記様式第1号(2) 続

○ 認定申請に必要な添付書類一覧

個人申請の場合	法人申請の場合
<u>1 住民票の写し</u>	<u>1 法人の登記事項証明書</u>
<u>2 精神機能の障害に関する誓約書</u>	<u>2 定款又はこれに代わる書類</u>
<u>3 医師の診断書</u>	<u>3 役員名簿(氏名、住所)</u>
<u>4 未成年者の場合</u>	<u>4 役員の住民票の写し</u>
(1) 民法で営業を許された未成年者の場合は、未成年者の登記事項証明書	<u>5 役員の精神機能の障害に関する誓約書</u>
(2) 相続人である未成年者の場合は、	<u>6 役員の医師の診断書</u>
一 運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面	<u>7 損害賠償措置が適切であることを証明する書類(国土交通省令で定める基準に適合する保険契約書又は共済契約書の写し)</u>
二 被相続人の戸籍謄本	<u>8 安全運転管理者等選任に必要な書類</u>
三 法定代理人に関する書類	住民票の写しその他
(一) 法定代理人が個人の場合は、法定代理人に係る「個人申請の場合」の <u>1, 2, 3</u> の書類	
※ 法定代理人が複数の場合には当該法定代理人全員の書類	
(二) 法定代理人が法人の場合は、法定代理人に係る「法人申請の場合」の <u>1～5</u> の書類	
<u>5 損害賠償措置が適切であることを証明する書類(国土交通省令で定める基準に適合することを証する保険契約書又は共済契約書の写し)</u>	
<u>6 安全運転管理者等選任に必要な書類</u>	
住民票の写しその他	

※ 損害賠償措置に関し国土交通省令で定める基準

- 1 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償することによって生ずる損失を一定額(対人8,000万円、対物200万円、車両200万円)以上てん補することを内容とするものであること。
- 2 自動車運転代行業者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。
- 3 保険(共済)期間中に保険金支払額に制限がないこと。
- 4 随伴用自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあっては、すべての随伴用自動車の台数分の契約を締結すること。

別記様式第2号

第 号

認定通知書

住 所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。

認定番号 第

号

年 月 日

岩手県公安委員会

別記様式第3号

第 号

認定に関する通知書

住 所

氏名又は名称

様

年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の規定により認定しないこととしたので通知します。

理由

年 月 日

岩手県公安委員会

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第4号

第 年 月 号
号 日

認定に関する協議書

岩手県知事様

岩手県公安委員会

年 月 日、別添1（認定申請書の写し）のとおり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第1項の規定による認定の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、別添2（国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し）の書類を添えて協議します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 申請者の氏名又は名称

2 予定している処分の内容

3 理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

別記様式第5号

交 第 号
年 月 日

保存	
廃棄	

岩手県警察本部長 殿

警察署長

行政処分上申書

被 處 分 者	認定番号	
	主たる営業所の名称・所在地	
適用法条		
処分を必要とする理由		
参考事項		

別記様式第6号

第 号

認定取消処分通知書

認定年月日

認定番号

住所

氏名又は名称 様

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

岩手県公安委員会

別記様式第7号

第
年
月
号
日

認定取消しに関する協議書

岩手県知事様

岩手県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、以下のとおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項に基づき協議します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

交 第 号
年 月 日

保存	
廃棄	

岩手県警察本部長 殿

警察署長

変更届進達書

年 月 日受理にかかるみだしの申請について調査したところ、次のとおりであるから進達する。

記

申請者氏名	
認定番号	
備考	

注) 変更の届出の際添付する書類は、変更事項の内容により異なる。政令第3条第2項を参照すること。

別記様式第9号

第 号
平成 年 月 日

変更届出に関する通知書

岩手県知事様

岩手県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により、以下のとおり変更の届出がされたので、変更届出書の写しを添えて、同条第2項に基づき通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり。

取扱者の氏名及び連絡先

交 第 号

年 月 日

保存	
廃棄	

岩手県警察本部長 殿

警察署長

廃業等届進達書

みだしのことについて、次のとおり届出があったので、廃業等届出書を添えて進達する。

記

1 届出者氏名

2 受理年月日

3 廃業等の理由

別添（廃業等届出書）のとおり。

第 年 月 日 号

廃業等の届出に関する通知書

岩手県知事様

岩手県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、以下のとおり廃業等届出書が提出されたので、当該届出書の写しを添えて、同条第3項に基づき通知します。

1 廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 届出年月日

2 廃業等の理由

別添（廃業等届出書の写し）のとおり。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

(表)

身分証明書		第 号
写 真	官 職	54.0
	氏 名	
上記の者は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項の規定により立入検査を行う警察職員であることを証明する。		
年 月 日	岩手県公安委員会	
← 85.6 →		

(裏)

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（抜粋）
第21条 略
2 略
3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

自動車運転代行業立入検査実施報告書

立入検査実施者	職名	氏名
実施日時		
実施営業所	営業所名	
立会者	職名	氏名
代行業者(役員) の欠格者	法第3条 1~5号	
代行業者、役員、 安全運転管理者、 営業所等の変更	法第5条	
標識・料金・約款 の掲示	法第6条 法第11条 法第13条	
名義貸し	法第10条	
運転代行業務 の従事制限	法第14条	
帳簿等の備付け	法第20条	
備考 (指導事項)		

別記様式第14号

第 号

指 示 書

住所

氏名又は名称 様

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
の規定により、以下とおり指示します。
第25条第2項第1号

指示事項

理由

年 月 日

岩手県公安委員会

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第15号

第
年
月
日

指示に関する通知書

岩手県知事様

岩手県公安委員会

年月日、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
1号 の規定により指示を行ったので、以下のとおり通知します。 第25条第2項第

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

別紙

指示年月日	
指示事項	
指示の理由	
その他参考事項	

* 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、現在の累積点数等を記載すること。

注 意 書

第 号

住所

氏名又は名称 様

あなたの経営する自動車運転代行業において、下記のような行為が確認された。
このような行為は、関係法令の規定に違反することから、直ちに改善措置を講じ、
今後関係法令の規定に違反する行為を行わないよう厳重に注意する。
今後、関係法令の規定に違反する行為があった場合には、更に必要な措置をとること
があることを申し添える。

記

(違反行為の概要及び関係法令の規定について記載する)

年 月 日

岩手県公安委員会

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 注意書を交付する際には、当該自動車運転代行業者の経営において責任ある立場の者から、注意書を受領した旨等を記載させた書面を徴すること。

受 領 書

年 月 日

岩手県公安委員 様

住 所

氏 名

注意書（ 年 月 日 岩交企第 号）1通

（氏名又は名称を記載）に係る注意書を上記のとおり受領しました。

取 扱 者	所 属	
	職、氏名	

別記様式第18号

第 号

営業停止命令書

住所

氏名又は名称 様

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号 の規定により、以下のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで

3 理由

年 月 日

岩手県公安委員会

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第19号

第
年
月
日
号

営業停止命令に関する協議書

岩手県知事様

岩手県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号 の規定により、以下のとおりのとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

別紙

命 令 年 月 日 (予 定)	
営業停止命令 の 内 容	
営業停止命令 を 行 う 理 由	
その他参考事項	

* 「その他参考事項」欄には、例えば、当該自動車運転代行業者の過去の指示歴、前歴の回数等を記載すること。

別記様式第20号

第 号

営業廃止命令書

住 所

氏名又は名称

様

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定によ
り、下記の理由により自動車運転代行業の廃止を命じます。

理由

年 月 日

岩手県公安委員会

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

営業廃止命令に関する協議書

岩手県知事様

岩手県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定により、以下のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。
意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
期日までに回答がない場合には、本協議に対し同意があったものとして取り扱います。

1 営業廃止命令の対象となる者

2 営業廃止命令を行う理由

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

手數料確認台帳

注) 月ごとに計をとる。

岩 手 県 収 入 証 紙 貼 付 台 紙



認定申請書請受理台帳

(主) 警察署ごとに作成する。
受理番号は、警察署名に続けて一連番号を付す。盛岡東1、盛岡東2の例による。

麥更歷屆出書受理理台帳

別紙 1

自動車運転代行業の欠格要件について（法第3条関係）

1 第1号関係

「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当するかどうかについては、原則として、住民票の写しに記載された本籍地の市区町村長に対する照会により判断すること。

2 第2号関係

- (1) 本号の禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により、若しくは道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の使用制限命令に違反して罰金の刑に処せられた者に該当するかどうかについては、原則として、本籍地の市区町村長に対する前科照会により判断すること。
- (2) 「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮出獄した者は仮出獄期間が終了したときに刑の執行を受け終わったことになる。「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成することや恩赦により刑の免除を受けることをいう。

(3) 執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合には、刑の言渡し自体が効力を失うので、その時点で、「刑に処せられ」た者ではなくなり、本号に該当しなくなることに留意すること。

3 第3号関係

- (1) 本号の法に基づく営業停止命令又は営業廃止命令に違反する行為をした者に該当するかどうかについては、2(1)の前科照会結果及び営業停止命令等に関する記録により判断すること。
- (2) 本号に該当するかどうかの判断は、都道府県公安委員会が既存の資料や調査結果に基づいて行うものであるが、検察庁又は裁判所の処分結果が不起訴（起訴猶予を除く。）又は無罪の場合は、原則として本号に該当しないものとして扱うこと。

4 第4号関係

本号に該当するかどうかを判断するに当たっては、申請者等について、本部照会センターに総合照会を実施することにより、申請者等が暴力団ファイルに登録されているか否かを確認すること。
この場合において、申請者等が暴力団員等として把握されている旨の回答を得た場合には、暴力団対策主管課長に、当該申請者に係る情報について照会すること。

5 第5号関係

- (1) 「心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者」とは、「精神機能の障害により法第2条第1項に規定する自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」（規則第2条）である。
- (2) 本号に該当するかどうかについては、原則として、法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面（規則第5条第1項第1号）及び法第3条第5号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載した精神機能の障害に関する医師の診断書（規則第5条第1項第2号）により判断すること。
なお、精神病者であれば一律に欠格となるものではなく、精神機能の障害に関する医師の診断書（規則第5条第1項第2号）の提出を受けて、業務を適正に遂行する能力を有するかどうかという観点から判断すべきことに留意すること。
- (3) 医師の診断書には、法第3条第5号に該当しないことが明らかであるかどうかの別が記載されることを要するが、例えば、精神機能の障害がない旨記載されている診断書であれば、その者が法第3条第5号に掲げる者に該当しないことは明らかであるから、そのような診断書については、規則第5条第1項第2号の要件を満たした診断書として取り扱って差し支えない。

6 第6号関係

- (1) 「営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者」とは、親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条第1項）以外の未成年者である。
- (2) 本号に該当するかどうかについては、原則として、商業登記法第10条第1項に規定する未成年者の登記事項証明書（政令第1条第1号ハ）により判断すること。
- (3) 自動車運転代行業者の相続人が未成年者である場合において、その法定代理人が第1号から第5号までの欠格要件に該当しないときは、当該未成年者は自動車運転代行業を営むことができることとされている。この場合における要件該当の有無については、政令第1条第1号ニに掲げる書類により判断すること。

7 第7号関係

本号該当の有無については、国土交通省令（平成14年国土交通省令第62号）第2条に掲げる書類（損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類）により確認することとなるが、これに当たっては、県知事と協議し、原則として県知事の判断を尊重することとなることから、形式的要件について確認すること。

8 第8号関係

(1) 本号に該当するかどうかについては、規則第5条第2項各号に掲げる書類により判断すること。安全運転管理者等の要件については、読み替え後の道路交通法施行規則第9条の9第1項及び第2項を参照すること。

(2) 安全運転管理者については、自動車運転代行業者の営業所ごとに1人を、副安全運転管理者については、10台以上の随伴用自動車を使用する営業所ごとに、随伴用自動車が10台以上19台以下の場合には1人を、20台以上の場合には1人に20台以上10台までを超えるごとに1人を加算して得た人数を選任しなければならないことに留意すること（読み替え後の道路交通法第74条の3第1項及び第4項並びに読み替え後の道路交通法施行規則第9条の11）。

9 第9号関係

「役員」とは、法人において、その業務の執行、業務の監査等の権限を有する者をいい、合名会社、合資会社及び合同会社の社員、株式会社の取締役及び監査役、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人における理事及び監事等をいう。

別紙2

立入検査着眼表

	着眼点	検査簿冊等
1	法第3条第1号～第5号のいずれかの該当者（法人にあっては役員）が営業していないか。	1 認定申請書の写し
2	名義貸しの事実、代行業者（法人にあっては役員）、安全運転管理者、随伴用自動車等に変更はないか。	1 認定申請書の写し 2 従業員名簿 3 誓約書、乗務記録 ※ 誓約書は、運転代行業務従事者が、欠格要件に該当しないことを誓約した書面。
3	標識は主たる営業所の見やすい場所に掲示しているか。	1 標識
4	認定を受けてから6月以内に営業を開始せず、又は引き続き6月以上営業を休止していないか。	1 乗務記録
5	法第3条第1号～第5号のいずれかに該当する者が、運転代行業務従事者となっていないか。	1 従業員名簿 2 誓約書
6	帳簿は、備えられているか（規則第13条）。 1 運転代行業務従事者の名簿 氏名・住所・生年月日・従事者となった年月日・運転免許の種類と番号 2 運転代行業務従事者の誓約書 認定欠格事由に該当しないことの誓約書 3 運転代行業務従事者ごとの乗務記録 ・ 氏名、始業・終業の日時 ・ 代行運転役務の開始及び終了の日時・場所・経過地点・距離 ・ 運転したのが代行運転自動車か随伴用自動車かの区別 ・ 随伴用自動車の登録番号	

- ・ 同伴した運転代行業務従事者の氏名
- ・ 休憩又は仮眠した場合の日時・場所
- ・ 交通事故が発生した場合の日時・場所・概要